

清水中学校生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は清水中学校生徒会という。

第2条 本会は生徒一人一人の協力と先生方の助言指導によって、自主的な活動を活発にし、民主的で秩序ある学校生活を送ることを目的とする。

第3条 本会の会員は本校生徒全員とする。

第4条 本会の決議事項は職員会議の承認を得て行う。

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- 1 校内外の規律に関する活動
- 2 学習や文化の向上に関する活動
- 3 保健衛生、体育的行事に関する活動
- 4 広報に関する活動
- 5 その他、必要と認める活動

第2章 機関

第6条 本会には、次の機関を置く。

生徒総会、代議員会、執行委員会、書記局会議、各委員会

第7条 本会には、次の役員を置き、本部役員と称する。

会長1名、副会長2名、書記2名

第8条 本部役員及び議長は選挙によって選び、任期は半年間(4月～9月,10月～3月)とする。
議長については、総会、代議員会、執行委員会の議事進行において、生徒会長が必要と認めた場合、生徒会長が代議員から2名指名する。選挙管理規則については別に定める。

第3章 役員の仕事

第9条 各役員の仕事分担は、次のように定める。

- ・ 会長は本会を代表し、生徒総会、代議員会、執行委員会の決議にもとづいて、本会の仕事を遂行する。
- ・ 副会長は会長の仕事を助け、会長の事故あるときは、会長の任にあたる。
- ・ 書記は総会、代議員会の記録に努め、また議案の作成にあたる。
- ・ 会計は会計の事務に努める。

第4章 決議機関

第10条 総会は最高議決機関である。

第11条 総会は、次の場合開き、会長が召集する。

- 1 前期の始めと後期の始めの2回
- 2 代議員会の要求があったとき
- 3 会員の3分の1以上の要求があったとき

第12条 総会は次のことを決める

- 1 活動方針及び報告の承認に関する事
- 2 予算の議決，決算の承認に関する事
- 3 規約の決定に関する事
- 4 その他の事項

第 13 条 代議員会は，本部役員，各委員会委員長，各学級正副委員長をもって構成し，総会に次ぐ議決機関である。また，執行委員会は，本部役員，各委員会委員長をもって構成し，各委員会の活動計画の推進状況の確認や，本部役員と各委員会との連絡調整を行う。

第 14 条 代議員は，各学級正副委員長とする。

第 15 条 代議員会，執行委員会は，毎月 1 回定例会議を開き，次の場合は臨時に開くことができる。

- 1 各委員会から要求があったとき
- 2 各学級から要求があったとき
- 3 会長が認めたとき

第 16 条 代議員の任期は 4 月より 9 月まで，及び，10 月より 3 月までの 2 期とする。

第 17 条 総会，代議員会，執行委員会は構成員の 3 分の 2 以上出席しなければ開くことができない。

第 18 条 議事は出席者の過半数によって可決し，可否同数の場合は議長が決定する。

第 19 条 議長は，総会，代議員会，執行委員会の議事を執り行う。

第 20 条 本部役員，各委員会委員長は，代議員で発言できるが，表決権はもたない。

第 21 条 本部役員は代議員の半数以上の賛成をもって発議し，全会員の 3 分の 2 の不信任があれば辞任しなければならない。

第 5 章 各委員会

第 22 条 各委員会は次の通りとし，目的達成のため，次のような活動を行う。

[生活委員会]

校内外の生徒の規律の維持，生活の向上のために活動をする。

月別生活目標の設定・生活のきまりの点検と指導・交通安全の指導・学校内外の事故防止の指導・集会活動の推進・その他生活に関する事。

[学芸委員会]

学芸，文化に関する諸活動，学習環境づくりのために活動をする

文化的学校行事の協力・文集の発行・学習環境づくりの工夫・授業の準備・その他学習に関する事。

[図書委員会]

図書館活動を活発にし，図書の利用，読書の啓蒙に努める活動をする。

図書の整理整頓・図書の貸し出し事務・図書の紹介と案内・読書感想文集の発行・読書活動の推進・読書会・読書感想文の発表会の実施・その他読書に関する事。

[保健美化委員会]

保健衛生活動の計画と推進に関する活動をする。

健康調査の実施・衛生検査の実施・身体測定の協力とまとめ・病気に対する予防の事前指導・給食に関する指導・その他保健衛生に関する事。

校外外の環境の美化について企画し，その徹底を図る活動をする。

校内の美化に関する計画と実行・花壇作りの協力・各種展示物のはりかえ・清掃区域の点検活動と掃除用具の点検・その他美化に関すること。

[体育委員会]

体育的行事や体育に関する活動の計画と実施の推進を図る活動をする。

校内体育的の学校行事の計画と実施・体育用具の準備・その他体育に関すること。

[放送委員会]

校内放送の企画と運営に関する活動を行う。

校内放送の計画・放送機器の取扱・アナウンスの仕方と練習・その他放送に関すること。

[歌声委員会]

学級，学校内の合唱活動を活発にし，発表会を企画し運営する。

第 23 条 各委員会は各学級より選出された委員によって構成され，委員長は，生徒会長の委嘱により選出される。

第 24 条 各委員会の委員長の任期は半年間とし，委員の任期も半年間とする。（但し，生徒会誌委員は 1 年間とする）

第 25 条 各委員会の委員長は，1 ヶ月に 1 度定期的に委員会を開かなければならない。また，会長や委員長が必要と認めたときは臨時に委員会を開くことができる。

第 26 条 本部役員，各委員会委員長，学級正副委員長は兼ねることができない。

第 27 条 本会は必要に応じて，各委員会及び特別委員会を設けることができる。

第 6 章 会計

第 28 条 本会の予算は会費その他の収入による。

第 29 条 本会の決算は年度末に総会で報告する。

第 30 条 本会の会計年度は 4 月より翌年 3 月までとする。

第 31 条 補正予算や修正予算は書記局会議で決定し，代議員会に提出しその審議を受け，決議を得なければならない。

第 7 章 付則

1 本会の規約は総会において，3 分の 2 以上の賛成により改廃することができる。

2 本会のあらゆる会合には原則として，顧問教師の出席を要する。

3 この規約は，昭和 56 年 4 月 1 日より発効する。

（昭和 63 年 4 月 1 日部分改定）

（平成 4 年 4 月 1 日部分改定）

（平成 15 年 4 月 1 日部分改定）

（平成 17 年 4 月 1 日部分改定）